



出雲地区合併協議会

# 合併だより

## Vol.5

### 自立

人と地域が輝く  
出雲の國

### 交流

人と地域を結ぶ  
出雲の國

### 環境

人と地域に優しい  
出雲の國

## 「むすんでひらく」悠久のロマンと夢育む 日本のふるさと出雲の國づくりを目指して!!

本年3月18日の合併協議会設立以来、鋭意協議を進めてきました「21世紀出雲の國づくり計画(新市建設計画)」が、7月26日(月)の第9回協議会において、中間とりまとめとして承認されました。

2市4町は、新設(対等)合併することにより総合力を高め、都市としての自立的な発展・成長を促す一方、質の高い生活環境の実現に努めるとともに、自立と自治のまちづくりを進めます。

計画では、「自立」、「交流」、「環境」の3つの基本理念と、それを具体化する6つのまちづくりの基本目標を掲げ、新市の施策として「重点プロジェクト」と「主要施策」を定めています。新市では、この計画に基づき、「むすんでひらく」悠久のロマンと夢育む 日本のふるさと出雲の國づくり」をキャッチフレーズに、「世界を結ぶご縁都市 出雲」に向けてまい進します。

### CONTENTS(目次)

#### 第8回・第9回合併協議会開催

21世紀出雲の國づくり計画(中間とりまとめ)	2
固定資産税の取扱いを決定	3
その他の決定(議案)事項	4
出雲地区合併協議会委員の交代	7
合併協定項目と協議状況	8
事務局からのお知らせ	8

発行 / 出雲地区合併協議会 編集 / 出雲地区合併協議会事務局

〒693-0002 出雲市今市町北本町2丁目1番地12 出雲交流会館内 電話:0853-23-1008 FAX:0853-23-1036  
URL:http://www.izumo-gappei.jp E-mail:info@izumo-gappei.jp

# 固定資産税の税率が決定

**出雲市・平田市は、平成17年度から1.5%。  
佐田町・多伎町・湖陵町・大社町は、平成17年度から平成19年度までは1.4%(現行のとおり)、平成20年度から1.5%になります。**

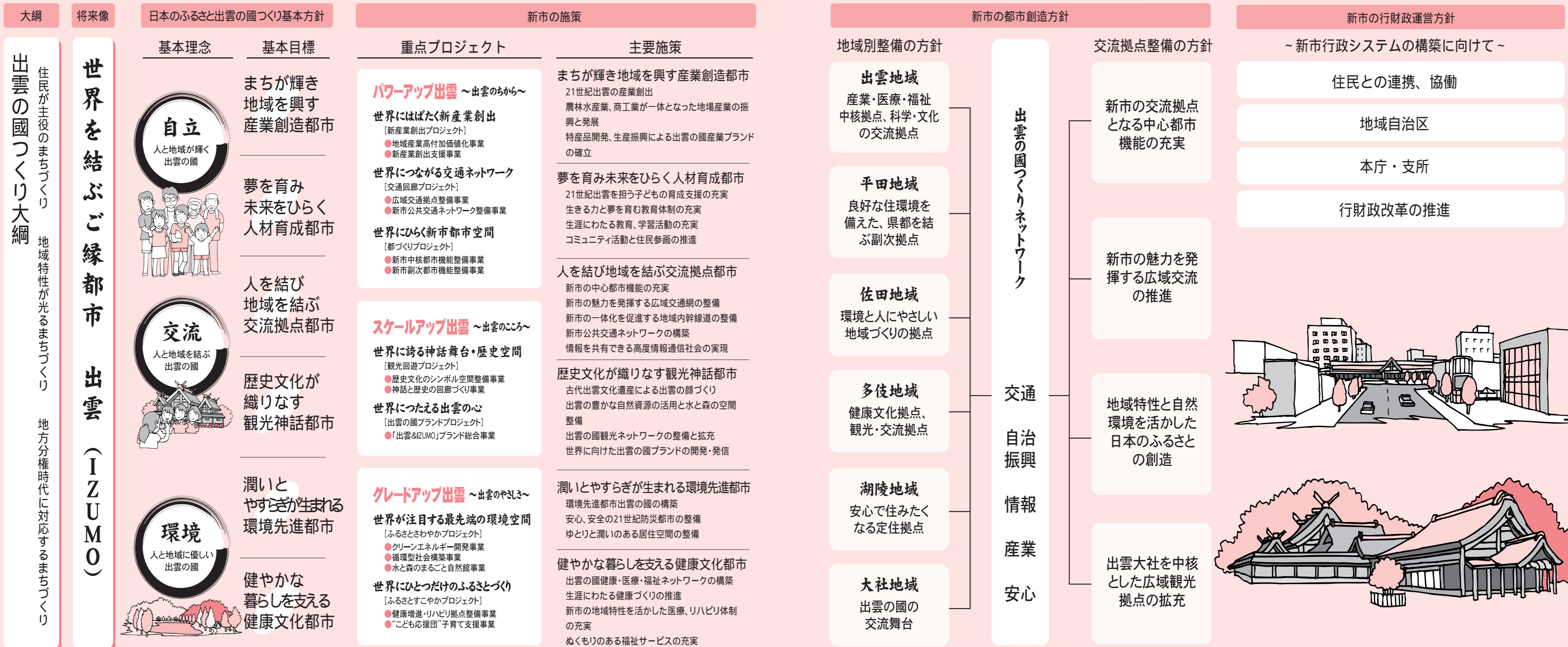
# 第8回・第9回合併協議会を開催

平成16年7月13日(火)に第8回協議会を、7月26日(月)に第9回協議会を出雲交流会館で開催しました。  
第8回協議会では、全ての合併協定項目の提案を終え、第9回協議会においては、「21世紀出雲の國づくり計画(中間とりまとめ)」が承認となった他、継続協議となっていた「財産及び債務の取扱い」の他、「地域自治体の取扱い」等が決定となりました。  
「一般職の職員の身分の取扱い」と「消防、救急の取扱い」の2項目が未決定ですが、8月の協議会において決定し、9月の合併調印、各市町議会での議決を目指していきます。

## 21世紀出雲の國づくり計画(中間とりまとめ)

第3回協議会で「出雲の國づくり大綱」、第4回協議会で「基本方針」を提案していましたが、第8回協議会において、これらも含めた「21世紀出雲の國づくり計画」の全体を提案し、第9回協議会において、中間とりまとめとして承認されました。  
8月に各市町で予定されている住民説明会において(出雲市は7月に実施済)、決定した合併協定項目の内容とともに、2市4町の目指す「自立」「交流」「環境」を基本理念とする「21世紀出雲の國づくり計画」を住民のみなさまにご説明することとしています。

### 計画の概要



# その他の決定(議案)事項

## 第8回協議会での決定(議案)事項

### 一般職の職員の身分の取扱い(その2)

【総務・企画小委員会付託案件】

職員定数については、新市において合併効果を早期に発揮できるように、早期に255人を削減する定員計画を合併時に策定し、定員管理の適正化を図るものとする。

### 各種事務事業(環境関係)の取扱い

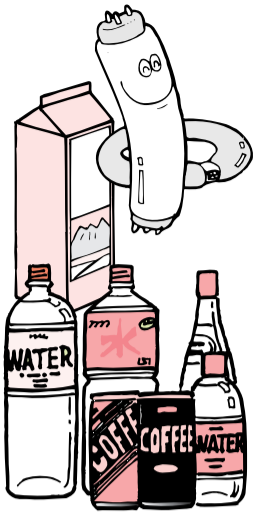
【福祉・教育小委員会付託案件】

1 廃棄物収集区域、受入施設  
 廃棄物の収集区域は、合併時より新市全域とする。  
 可燃ごみの受入施設は、現行のとおりとする。  
 不燃ごみの受入施設は、原則として現行のとおりとする。

### 2 分別方法

分別方法は、次のとおりとし、ペットボトル、廃プラスチック等の取扱いについては、合併時までに方針を決定する。

(1) 可燃ごみ (2) 破砕ごみ (3) 埋立ごみ  
 (4) 粗大ごみ (5) 資源ごみ (6) 飲料用空き缶  
 (7) 空きびん (8) 古紙 (9) 有害ごみ  
 (10) 筒型乾電池 蛍光管・体温計・鏡



### 3 収集方法、収集頻度

\* 収集方法

ステーション(集積場)単位を基本とし、拠点回収を併せて行う方向で調整する。収集体制、地域事情等により、これによりがたい場合は段階的に調整する。

\* 収集頻度・排出制限

合併時から表1のとおりとするが、収集体制、地域事情等により、これによりがたい場合は、段階的に調整する。



(表1)

可燃ごみ	週2回	1回につき4袋(個)まで
破砕ごみ	月2回	1回につき4袋(個)まで
埋立ごみ	月1回	1回につき4袋(個)まで
粗大ごみ	月1回	1回につき4袋(個)まで
資源ごみ	飲料用空き缶	月2回 1回につき4袋(個)まで
	空きびん	月1回 1回につき4袋(個)まで
	古紙	月1回 制限なし
有害ごみ	筒型乾電池	月1回 制限なし
	蛍光管・体温計等	月1回 制限なし

(表2) 収集ごみ家庭系手数料

(袋容量：大40ℓ、小20ℓ)

分別区分	指定袋	収集券
可燃ごみ	(大)40円/枚 (小)20円/枚	40円/枚
破砕ごみ	(大)40円/枚 (小)20円/枚	40円/枚
埋立ごみ	(大)40円/枚 (小)20円/枚	40円/枚
粗大ごみ	指定袋なし	500円/枚 1,000円/枚
資源ごみ	空き缶	(大)10円/枚 (小)5円/枚 収集券なし
	空きびん	(大)10円/枚 (小)5円/枚 収集券なし
	古紙	指定袋なし・無料 収集券なし
有害ごみ	筒型乾電池	指定袋なし・無料 収集券なし
	蛍光管・体温計	指定袋なし・無料 収集券なし

(表3) 収集ごみ事業系手数料

(袋容量：40ℓ)

分別区分	指定袋	収集券
可燃ごみ	100円/枚	100円/枚
破砕ごみ	100円/枚	100円/枚
埋立ごみ	100円/枚	100円/枚
粗大ごみ	直接搬入	収集券なし
古紙	原則古紙回収業者への持ち込み。少量の場合は拠点回収。	収集券なし

### 4 収集体制

当面現行のとおり新市に引き継ぐ。

### 5 指定袋・指定券及び販売方法

\* 指定袋・指定券

合併時から規格を統一する。

\* 販売方法・販売委託料

出雲市・大社町の例により合併時までに調整する。

### 6 ごみ手数料

合併時から次のとおりとする。

(1) 収集ごみ家庭系手数料

表2のとおり

(2) 収集ごみ事業系手数料

表3のとおり

(3) 直接搬入手数料

見直しを含めて検討し、合併時までに統一する。

### 7 ごみ処理業許可手数料

出雲市、平田市の例により合併時に統一する。

### 8 し尿処理手数料

出雲市外6市町広域事務組合が定める出雲環境センターの額をもつて新市の手数料とする。

### 9 し尿処理業許可手数料

現行のとおりとする。

### 10 浄化槽清掃業許可手数料

現行のとおりとする。

### 11 資源ごみ回収団体等への助成

新市において、ごみの資源化に対する意識啓発、資源ごみ回収の手段として、合併時に新たに制度化する。

### 12 生ごみ処理機等に対する助成

出雲市の例により合併時に統一する。ただし、補助対象の個数制限については、合併時までに調整する。

### 13 ステーション(収集ボックス・集積場)設置に対する助成

補助条件等を次のとおり合併時に統一する。

【補助条件】

設置経費が1万円以上

5世帯以上が利用すること

【補助金額】

5〜19世帯

補助率2分の1で上限5万円

20世帯以上

補助率2分の1で上限15万円

【その他】

5世帯未満の取扱いについては、地域の状況により柔軟に対応する。

修繕経費は、1万円以上を助成対象とする。

### 14 環境衛生組合補助金

現行のとおり新市に引き継ぐ。今後とも、地域の環境問題やごみ問題への取り組みには市民の協力が不可欠であり、行政と市民のパイプ役としての組織が必要である。そうした組織や助成制度のあり方について、現行の出雲市環境衛生組合を含め、新市において検討する。

### 15 共同墓地の使用料等

現行のとおり新市に引き継ぐ。

### 16 火葬場施設使用料

出雲市の例により合併時に統一する。

### 17 犬の登録手数料、注射済み票交付手数料

現行のとおり新市に引き継ぐ。

### 各種事務事業(水産関係)の取扱い

【産業・建設小委員会付託案件】

### 1 栽培漁業地域展開事業

現行のとおり新市に引き継ぎ、東西